

申告相談

早めに
済ませましょう

2月12日から市県民税・国民健康保険税・介護保険料・所得税の申告相談が始まりました。

例年、日程の終盤に近づく
と非常に込み合いますので、
各行政区の割当日に申告する
ことをお勧めします。割当日
に申告できない人は、早めに
済ませましょう。

なお、必要書類を忘れて自
宅に戻る人が多く見られます。

早い時間に会場へ来て、途
中で戻ると順番が後になっ
てしまいます。申告会場へ出掛
ける前に、収入・支出の資料
や源泉徴収票など、必要書類
を確認しましょう。

【問い合わせ】
総務部税務課 市民税係
☎ 0220 (22) 2163

申告相談は
3月17日(月)まで



込み合う前に早めに申告をしましょう

●申告相談時に必要なもの

- 申告者名義の金融機関口座番号と口座届出印
 - 事業所得者（営業、農業など）は、関係帳簿・経費の領収書など
 - 給与所得者と公的年金受給者は、源泉徴収票（原本）
 - 医療費控除を受ける人は、支払った医療費の領収書、保険などで補てんされた金額の明細書
 - 社会保険料控除（国保税、国民年金など）を受けるときは、領収証書
 - 生命保険料控除、地震保険料（旧長期損保）控除を受けるときは、支払保険料の控除証明書
 - 住宅借入金等特別控除を受けるときは、登記簿謄本・住民票の写し・売買契約書（工事請負契約書）・住宅購入等借入金の年末残高証明書・源泉徴収票（原本）
 - その他、収入や経費が分かる書類
- 申告に必要なもの**
- 農協との取引明細書（売り上げと経費が分かる書類）
 - 収支を記載した関係帳簿、領収書など
 - 各種農業関係補助金などの証明書
 - 農協以外に販売しているときは、売り上げが分かる書類
 - 自家消費の農産物（米、野菜）の数量・金額
 - 農作業を受託しているときは、収入が分かる書類
 - 肉用牛を販売したときは、売却証明書と経費が分かる書類
- 農業申告に必要なもの**

コールセンターオペレータ養成(普及・啓発コース)セミナー受講者募集

市と県では、雇用吸収力が高いと言われるコールセンターの誘致に取り組んでいます。そこで、コールセンターで働きたいと考えている人を対象に、コールセンターオペレータとしての基礎知識を習得するための「コールセンターオペレータ養成(普及・啓発コース)セミナー」を開催します。

- 【対象者】** コールセンターでオペレータとして働きたいと考えている市内在住者
- 【日時】** 3月25日(火)・26日(水) ※2日間で1セット 両日とも午前10時から午後4時まで
- 【場所】** 南方住民情報センター「るるば」(市役所南方庁舎2階)
- 【内容】** コールセンターの概要・電話対応マナー・パソコン入力の基本・その他
- 【受講料】** 無料
- 【募集人員】** 18人(先着順)
- 【募集期間・受付時間】**

「コールセンター」とは?
企業や自治体などの中で、お客様や住民の電話対応業務を専門に行う事業所・部門です。大手企業の問い合わせ窓口のような施設を「コールセンター」と呼んでいます。代表的なコールセンターの例は、104番号案内や116総合受付などの電話業務センターです。



- 2月25日(月)から3月7日(金)までの平日午前9時から午後5時まで
- 【申込方法・申込先】** 電話・県企画部情報産業振興室 ☎ 022 (211) 2479
- 【問い合わせ】**
- ▶市産業経済部商工観光課 商工振興係 ☎ 0220 (34) 2734
- ▶県企画部情報産業振興室 ☎ 022 (211) 2479

児童扶養手当を受給している皆さんへ

～手当受給後5年を経過した人は、4月から手当額が一部減額されます～

◇児童扶養手当とは

父親のいない児童の母親や父親が重い障害のある児童の母親、もしくは母親に代わってその児童を養育している人に支給される手当です。

- 【支給期間】** 申請のあった月の翌月から、18歳の年度末まで（ただし、政令で定める程度の障害の状態にある人は20歳の誕生日前日の属する月まで）
- 【支給月額】** 児童一人の場合41,720円（2人目は5,000円、3人目以降は一人につき3,000円の加算）
- 【支給月】** 4月、8月、12月
- 【その他】** 毎年8月1日から31日までの間に、現況届を提出する必要があります
- 【申請先】** 各総合支所市民福祉課 市民福祉係

◇4月から、手当が一部減額されます

児童扶養手当受給開始月から5年を経過した月の手当から、現支給額の2分の1に減額されます（8歳未満の対象児童がいる場合は減額されません）。

ただし、減額の対象となっている人のうち、下記の「減額対象から除外される人」に該当する人は、届け出をすることで減額されなくなります。対象者本人には、子育て支援室から届け出の詳細について通知しますので、内容を確認の上、届出書を期限までに提出してください。

減額の対象から除外される人（要申請）

- すでに就業している人
- 現在、求職活動を行っている人
- 一定以上の障害を有していることから、就業が困難な人
- 負傷や疾病に伴い就業が困難な人
- 受給者が監護する児童および親族が障害、負傷、疾病、要介護状態にあることなどにより、受給者が介護を行う必要があり、就業が困難な人

減額の対象となる人

- 就業していない人で、就業できない要因がなく、求職活動を行っていない人
- 期日までに届け出をしない人

【問い合わせ】 福祉事務所子育て支援室
☎ 0220 (58) 5562

水道事故のお詫びについて

市民生活の根幹である水道事業における2月12日に発生した事故では、市民の皆様には多大なるご不便・ご迷惑をお掛けしたことに對しまして、深くお詫びを申し上げます。

2月14日午後1時に、市内全域におきまして、給水の全面復旧をすることが出来ました。今回の事故では、より迅速な初動体制および事故対応能力の向上が重要であると痛感し、反省しているところでございます。早急に、作業手順、危機管理対応を強化するとともに、職員の危機管理に対する意識を向上させ、市民皆様の負託に応える水道事業に取り組んでまいります。

あらためまして、市民皆様に深くお詫びを申し上げます。

登米市長 布施孝尚